

案件に関連する指摘・対応状況

(1)問題・指摘の概要
施設は2011年8月に完工したものの、当初想定された零細漁船による施設の利用が進んでおらず、水揚げ漁船数も計画時目標値を下回っており、2015年度の事後評価では総合評価「D」となった。
(2)原因
主な原因は以下のとおり： ① 同国の主たる漁業者である外国人漁民に対して操業停止の措置が取られたこと ② 案件計画時に想定されていた既存水揚げ場所の利用停止が進んでいないこと
(3)これまでの対応及び現状等
防波堤の建設及び零細漁民による施設活用のための施策の必要性をガボン側に対して継続的に申し入れている。ガボン政府は、①施設内に漁業許可受付窓口を設置し、外国人漁民に所管省庁の漁業許可証が発行されるようになった。さらに、②複数の周辺水揚場の閉鎖が進められたことから、2016年5月以降、当初計画の約70～80%に相当する1日当たり40～50隻の水揚利用が続いている。 漁業省は、リーブルビル零細漁業支援センター（CAPAL）活性化に力を入れており、施設有効利用のための方針文書「CAPAL 実行計画 2016 - 2020年」を2017年2月に採択した。2017～2019年に専門家を派遣し、同計画の実施支援や水産設備の修理・技術研修を実施した結果、来場者数・店舗数が増加するとともに製氷能力が上がり、CAPALの収入が安定するようになった。
(4)今後の対応・教訓等
本事業においては、防波堤の設置の他、既存水揚施設の閉鎖、施設へのアクセス改善、政府の漁業政策等の先方負担事項が適切に履行されていないことが事業効果発現の妨げとなっているため、今後の類似事業の調査では、事業効果発現に必要な先方負担事項の範囲とその実現可能性を慎重に検討する。